

## 2021年度 JAF 主催競技会における 審判ノミネート/審判活動/大会支援活動に関する実施要項

### 1. 審判ノミネート概要

本年度のノミネートも原則、地域間のバランスや男女比なども考慮しつつ、できる限り多くの審判員に審判をお願いしたいと考えています。

しかしながら今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況の変遷によっては、非常事態宣言の発出や不要不急の移動・外出自粛要請等を勘案した結果、前述の地域間/男女比等のバランスを欠いた審判パネルとなる可能性も考えられます。審判各位におかれましては、このような社会情勢下における競技会運営ならびに審判ノミネートであることについてのご理解・ご協力の程、心よりお願い申し上げます。

- ※ 夫婦/親子等で審判資格を持っている場合は、原則として同一大会には1人のみノミネートしますが、2パネル時などで審判数が足りない場合はこの限りではありません。

### 2. 審判ノミネート回答について

審判ノミネートの受諾可否の回答については、期限厳守と、可能な範囲での可及的速やかな回答にご協力ください。

即答が不可能な場合でも、「現時点ではダメそう」「受けられそうだが調整中、〇月〇日までには追って回答する」など取り急ぎの見通しだけでもご一報頂ければ幸甚です。

連盟本部役職員は輪番でテレワークに従事していることから、ノミネートの回答は原則メールにてご連絡ください。お電話にて頂く場合は、当職が捕まらない場合でも、電話に出た者に「審判ノミネート、OK（或いはNG、〇/〇までに可否を連絡する、等）と野瀬に伝えて」と言付けくださると時短につながります。

ノミネート受諾後のキャンセルについては、酌むべき事情の突発的な発生等、よっぽどのことが無い限りはお控え頂きたく何卒、ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

### 3. 大会別審判ノミネート要項

#### ✦スポーツエアロビック（各種リモート審査についても準ずる）

ノミネート時期	主任	大会開催の3ヶ月前を目処に審判委員会がノミネート
	その他審判員	大会開催の2ヶ月前を目処に審判委員会がノミネート
審判料/旅費手当	主任	JAF 支払い
	その他審判員	JAF 支払い(除く、北海道)

タイム/ライン審判員募集	×	模擬審判員募集	×	大会支援活動募集	×
--------------	---	---------	---	----------	---

#### ✦スズキジャパンカップ地区大会

ノミネート時期	主任	大会開催の3ヶ月前を目処に審判委員会がノミネート
	その他審判員	大会開催の2ヶ月前を目処に審判委員会がノミネート
審判料/旅費手当	主任	JAF 支払い
	その他審判員	JAF 支払い(除く、北海道)

タイム審判員募集	○	模擬審判員募集	×	大会支援活動募集	×
----------	---	---------	---	----------	---

❖登録クラブ選手権大会

ノミネート時期	主任	大会開催の3ヶ月前を目処に審判委員会がノミネート
	その他審判員	選手を派遣する登録クラブが審判員を推薦。集約後、大会開催2ヶ月前を目処に審判委員会が最終ノミネート。但し、同一クラブからの推薦は1パネルにつき最大1名とする。
審判料/旅費手当	主任	JAF 支払い
	その他審判員	審判料のみ JAF 支払い

タイム審判員募集	○	模擬審判員募集	×	大会支援活動募集	×
----------	---	---------	---	----------	---

❖スズキジャパンカップ全日本総合選手権大会 日本代表選手選考会（2日目） / JOC ジュニアオリンピックカップ全国大会 / 全国ジュニア・ユースエアロビック選手権大会兼全国学生エアロビック選手権大会

ノミネート時期	主任	大会開催の3ヶ月前を目処に審判委員会がノミネート
	その他審判員	大会開催の2ヶ月前を目処に審判委員会がノミネート
審判料/旅費手当	主任	JAF 支払い
	その他審判員	

タイム/ライン審判員募集 (但し、全日本学生選手権大会はライン審判×)	○	模擬審判員募集	×	大会支援活動募集	×
--	---	---------	---	----------	---

4. 審判料/旅費手当

審判料	公式競技(シニア1/ユース1,2)を含む競技会		7,000 円/日
	公式競技(シニア1/ユース1,2)を含まない競技会		5,000 円/日
	フライト競技審判のみ / チーム競技審判のみ		3,000 円/日
	タイム/ライン審判のみ		3,000 円/日(交通費込み)
旅費手当	交通費	<p>公共交通機関の利用を原則とします。また、IC 利用等可能な限り安価なルート・安価な方法（例：飛行機等については可能な限り早く手配することで割引適用を受ける等）でのご手配をお願いします。</p> <p>・経理処理の監査厳格化により、「旅費支払い明細書・領収書」「領収書（急行・特急・新幹線利用時）」とあわせ「旅費支払い明細書・領収書に記載の根拠となるルートを示した書類(ネットのルート検索結果など/モノクロ印刷可)を提出下さい。</p> <p>・大会会場と同一市内/郡内(東京23区は同一市内とみなす)居住者は支払いなし</p> <p>・大会会場と同県内(北海道は除く)に居住する場合は、一律原則1,000円/日とする。 但し、乗換案内等で自宅最寄り駅(鉄道)～会場最寄り駅までの営業距離が50kmを超える場合(北海道は除く)については、大会会場と同県内であっても実費支給。 60kmを超える場合については、後述の通り急行券/特急券等利用可。</p> <p>・上記以外は、30,000円を限度として実費往復交通費を支払い</p> <p>・全国大会については交通費の上限なし。但し、可能な限り安価な方法で取得のこと。</p>	
	JR等公共交通機関	<p>各自手配とし、居住地の最寄り駅/バス停から会場の最寄り駅までの実費支払い。</p> <p>※ 60kmを超える場合は、急行券/特急券利用可。 100kmを超える場合は、新幹線(指定席)利用可。</p>	
	飛行機	<p>原則 JAF 手配。居住地から最寄りの空港及び到着空港から会場までの JR 等公共交通機関については実費支払い。</p>	

	自家用車	会場の所在地等の都合により車での移動を希望する場合は、 <u>事前に連盟の許可を得ること</u> 。その場合は、公共交通機関利用に換算した金額(自由席)での支払いとし、会場における駐車場代等は原則、自己負担とする。
	タクシー	JAF が事前に認めた場合に限り領収証添付を条件として実費支払い。
宿泊費		原則 JAF 手配。宿泊パックなどを利用し、自己手配を希望する場合は、 <u>事前に連盟の許可を得たうえで</u> 、かつ連盟宛領収証(宿泊証明書は不可)の原本を提出できる場合に限り、1泊につき7,000円(税込)を限度として実費支払いします。 ※前泊については、JAF が必要と認めた場合、または大会当日の朝最寄り駅/バス停出発が午前6時30分より早い場合のみ認めます。

#### 5. タイム/ライン審判員、模擬審判員、大会支援活動立候補

**【新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2021年度も引き続き、当面募集停止】**

立候補を再開の折には別途ウェブサイト等にてご案内致します。

#### 6. 審判活動/大会支援活動に伴う事故・盗難等について

認定審判員が、各競技会において審判活動/大会支援活動を行うにあたり、大会会場への往復移動中または会場内での怪我や盗難等について本部は一切責任を持ちません。各自に必要な保険を掛ける等、事前の手当をお願いします。

#### 7. 災害時の競技会開催について

台風・豪雨・地震等自然災害又は新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛要請等及び開催地での催行制限等により、開催が危ぶまれるような場合は、連盟 HP で開催の有無を決定する日時を掲載いたします。

ただし、公共交通機関の状況等により会場へ来られない場合は逐次連絡をとりあうこととします。

尚、緊急時における連盟から各審判員への連絡については、事前に何う緊急連絡先への連絡とします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本件に関するご質問は、JAF 審判委員会事務局 野瀬宛にお願いします。(email: [suguru.nose@aerobic.or.jp](mailto:suguru.nose@aerobic.or.jp))

# JAF 審判員の心構え

JAF 審判委員会

JAF 審判員規程第 2 条(認定審判員の役割)ならびに細則第 3 条(審判員の責務)に掲げる各項を遵守して厳正な審判活動を行うために、以下の審判員の心構えをまとめて国内の各競技会において確認していくこととします。これにより認定審判員の信頼向上に努めるものとする。

## 1. 審判員の責務

<ul style="list-style-type: none"><li>❖認定審判員の自覚と誇りを持って審判にあたること<ul style="list-style-type: none"><li>・審判員としての言動が周囲に与える影響を自覚し、日常から自分の言動に配慮する。SNS 上では、審判活動についてのコメントや映像は原則掲載しない。</li><li>・日々練習に励んでいる選手に対して敬意を持って審判を行う。</li><li>・模擬審判員席で許可なくビデオ撮影を行うなど、審判の立場を私的に利用しない。</li></ul></li><li>❖最新の「JAF エアロビック公式競技・採点規則」を遵守し、公正な審判を行うこと<ul style="list-style-type: none"><li>・すべての選手に対して常に中立的立場に立ち、特定の選手や団体に対するバイアス行為と見られる審判をしない。</li><li>・自己の認識や価値観に頼る偏った審判をしない。</li><li>・常に講習会、研修会、JAF 公式 HP 等の最新の情報を積極的に収集する。</li></ul></li><li>❖審判員の権威を利用した言動をしないこと<ul style="list-style-type: none"><li>・競技会場はもとより、それ以外でも自分が関連する選手や団体が優位になる発言や特定の選手や団体を貶める発言をしない。</li><li>・競技会後に、採点結果に対しての独断的な分析を選手やコーチに話さない。</li><li>・大会にノミネートされた審判であることを自ら吹聴しない。</li></ul></li><li>❖競技会では審判員は独立して審判を行うこと<ul style="list-style-type: none"><li>・公式な会議や打ち合わせ以外では、審判員の間で具体的な選手名を出して会話をしない。</li><li>・上級の審判資格であることを理由に他の審判員に指示をしたり、圧力をかけない。</li><li>・公式な会議や打ち合わせ以外では、審判員の間で採点内容に関する個人的な見解を言わない。</li></ul></li></ul>
--

## 2. 表彰項目

内容	表彰
・年間を通じて数多くの大会審判をし、自己研鑽を怠らず、他の審判の模範となるような審判活動を行った場合	“Judge of the Year”として、年度末に審判委員会より表彰
・長年にわたり、審判員活動を通じて連盟の発展に寄与し、著しく功績のあった審判員	“功労賞”として、連盟より表彰

## 3. 罰則項目

内容	罰則
・採点内容において重大な過失、または上記に関する責務の違反行為があった場合。	戒告又は半年間*の審判停止
・前項の過失、責務の違反行為が 2 回目の場合、または過度の違反行為があった場合。	1 年間*の審判停止
・責務の違反行為が故意かつ悪質と判断された場合	審判登録の抹消

\* : 委員会からの通達日を起算日とする。